



平成26年8月1日発行 第121号

○お知らせ

- 「福祉現場で働く方のための相談窓口を開設します」
- 「「悪質商法から高齢者を守るための介護事業者向け出前講座」実施中」
- 「訪問看護ステーションに対する補助金の申請を受け付けています」
- 「訪問看護ステーションに係る個別経営相談会の募集を開始しました」

○報酬算定・運営基準

- 「平成25年度介護職員処遇改善加算の「実績報告」をご提出ください」
- 「居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算チェックシートの届出について」

○最近の動向

- 「医療系介護サービス事業者への集団指導の実施」
- 「介護サービス事業所の指定の一部の効力の停止処分について」

お知らせ

○ **福祉現場で働く方のための相談窓口を開設します**

東京都は、福祉職場で働いている方が、安心して仕事を続けられるよう、福祉の仕事やメンタルヘルス等についての相談窓口を開設しました。福祉の仕事に詳しい相談員や臨床心理士等が無料で相談をお受けしますので、お気軽にご相談ください。

～福祉職場で働くあなたのための～
福祉のしごとなんでも相談

○電話番号 03-5212-5513

○相談・予約受付時間 平日10:00～17:30

福祉の仕事に詳しい専門の相談員が、福祉・介護の仕事に特有の悩みや将来に関する不安等の相談をお受けします。※面談も可能です。

【場所】

●東京都福祉人材センター本部

飯田橋駅徒歩7分（千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター7階）※予約不要。ただし予約の方優先

●東京都福祉人材センター多摩支所

立川駅徒歩5分（立川市曙町2-34-13 オリンピック第3ビル7階）※要予約

～福祉職場で働くあなたのための～
こころスッキリ相談

○電話番号 0120-981-134

○相談・予約受付時間 月曜日～日曜日 9:00～22:00（年末年始を除く）

※15分程度の電話相談は24時間受付

臨床心理士・産業カウンセラー等が、職場の人間関係やこころの悩み等の相談をお受けします。面談も可能ですので、お気軽にお問合せください。

【東京都福祉人材センターホームページ】 <http://www.tosw.tvac.or.jp/jinzai/>

【お問い合わせ先】

◆福祉保健局生活福祉部地域福祉推進課福祉人材対策係 TEL: 03-5320-4049

◆東京都福祉人材センター TEL: 03-5211-7923

お知らせ

○ 「悪質商法から高齢者を守るための介護事業者向け出前講座」実施中！！

★「出前講座 高齢者の消費生活トラブル～早期発見のために～」受講者 募集中！！

都では、深刻化する悪質商法の被害から高齢者を守るため、地域の高齢者見守りネットワークのメンバー、ケアマネジャー、ホームヘルパー、民生委員など、高齢者を支える身近な方々を対象に出前講座を開催しています。講座では、消費生活問題に詳しい相談員などが、高齢者を狙う悪質商法の手口や被害発見のポイント・対処方法などについて、詳しくご説明します。

講師派遣期限	平成27年3月31日（火曜日）（土日祝日も実施）まで
講義時間	午前10時から午後8時までの間で、1～2時間程度
講師派遣場所	都内で希望する場所
費用	無料
申込条件	原則10人以上 都内の介護事業者、福祉団体、区市町村等
申込受付期限	平成27年3月6日（金曜日）まで 【先着200回】
申込方法	都・区市町村の消費生活センター窓口または、ホームページ「東京くらしWEB」からダウンロードにより申し込み用紙を入手し、必要事項記入の上、3週間前までに下記へFAXしてください。

【東京都生活文化局ホームページ】⇒東京くらしWEB>学びたい>出前講座（講師派遣）>【出前講座】
高齢者の消費生活トラブル～早期発見のために～

(http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/de_koza/kourei.html)

【お申込み・お問い合わせ先】（公社）全国消費生活相談員協会事務局

FAX 03-5614-0743 <FAXのみの受付>

TEL 03-5614-0635（月～金曜日午前9時30分～午後5時<祝日・年末年始除く>）

お知らせ

○ 訪問看護ステーションに対する補助金の申請を受け付けています

東京都では、地域包括ケアの推進を図るため、在宅療養の中心的な役割を担う訪問看護ステーションへさまざまな支援を行っています。今年度は5つの補助金事業を実施しております。各補助金の申請要件や申請締切など、詳細は東京都のホームページでご確認ください。

【補助金】

- ① 設置促進補助金（開設準備経費等）
- ② IT化支援補助金（モバイルなどのIT機器購入経費）
- ③ 認定看護師資格取得支援補助金（受講料など）
- ④ 勤務環境向上補助金（研修受講時の代替職員雇用経費）
- ⑤ 定着推進補助金（産休・育休・介休取得時の代替職員雇用経費）

【東京都福祉保健局ホームページ】→高齢者>介護保険>訪問看護推進総合事業

(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/houkan/index.html>)

【お問い合わせ先】 介護保険課 訪問看護推進担当 TEL03-5320-4279

○ 訪問看護ステーションに係る個別経営相談会の募集を開始しました

東京都では、都内の訪問看護ステーションの経営基盤の強化を支援することにより、訪問看護ステーションの安定的な経営を推進し、もって在宅における療養環境の向上と地域包括ケアの推進を図ることを目的として、都内訪問看護ステーションに係る経営に関する個別相談会を行います。年間73事業所を対象に前期と後期に分けて実施します。現在、前期分の申し込みを受付けておりますのでぜひご応募ください。申込期限は8月29日（金曜日）です。詳細は東京都のホームページでご確認ください。

【対象者】

- ・ 都内の訪問看護ステーションの経営者・管理者・事務担当者の方
- ・ 訪問看護ステーションの開業を検討している方

【開催日時】 各日1事業所当たり1時間

（前期）10月20日～23日

（後期）平成27年1月頃予定（詳細は11月頃に東京都のホームページに掲載）

【東京都福祉保健局ホームページ】→高齢者>介護保険>訪問看護推進総合事業>平成26年度訪問看護ステーションに対する個別経営相談会事業について

(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/houkan/26kobetusoudan.html>)

【お問い合わせ先】 介護保険課 訪問看護推進担当 TEL03-5320-4279

報酬算定・運営基準

○ 平成25年度介護職員処遇改善加算の「実績報告」をご提出ください。

平成25年度分の介護職員処遇改善加算を受給された事業者の方は、加算金をどのような賃金改善に充当したかなどについて、報告していただく必要があります。

提出期限は平成26年7月31日（木曜日）となっております。まだ提出されていない事業所の方は、速やかに提出してください。

なお、実績報告書の様式、記入例などについては、下記ホームページをご覧ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】→高齢者>介護保険>介護職員処遇改善加算について（平成24年4月以降）／>平成25年度実績報告について（介護職員処遇改善加算）

(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/shogu/houkokukasan.html>)

【処遇改善加算お問い合わせ専用電話】

介護保険課介護職員処遇改善加算担当 TEL03-5320-4343

※受付時間：平日9時00分～17時30分（12時00分～13時00分を除く）

○ 居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算チェックシートの届出について

居宅介護支援事業所においては、半年ごとに居宅介護計画に位置付けた訪問介護、通所介護及び福祉用具貸与の3つのサービスについて、紹介率が最も高い法人(紹介率最高法人)の名称等について記載した「特定事業所集中減算チェックシート」を作成することになっています。

平成26年度前期分(判定期間:平成26年3月1日～同年8月31日)の受付期間は、9月1日から9月15日までです。3つのサービスのうち、いずれかのサービスについて、紹介率最高法人の割合が90%を超えた場合は、「正当な理由」の有無にかかわらず、必ずチェックシートを東京都に郵送してください。

<郵送先> 〒163-8001(住所不要) 東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護事業者係
チェックシートの様式、基準の詳細及び「正当な理由」の判断基準は、以下のホームページをご覧ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】

→東京都介護サービス情報>業務管理体制に係る届出・老人福祉法の届出等>特定事業所集中減算
(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/gyoumutodoke/genzan.html)

【お問い合わせ先】 介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4593

最近の動向

○ 医療系介護サービス事業者への集団指導の実施

福祉保健局指導監査部指導第三課では、5月19日(月曜日)、20日(火曜日)、26日(月曜日)～28日(水曜日)の5日間にわたり、都庁大会議場等において、指定訪問看護、訪問・通所リハビリテーション、介護療養型医療施設の各医療系の介護サービス事業者に対しまして講習会形式で集団指導を実施しました。

この集団指導は、医療系介護サービスの重要性が高まる中、介護保険制度の下で適切なサービス提供を行って頂くために、これまでの実地指導等で見られた不適切な事例などを踏まえた制度運営上の留意事項や介護報酬の算定事務に関する事項など、日常実務に直結した内容を説明し、事業者の方に理解を深めて頂くことを目的として実施しております。

今年度は5日間で延べ1,059事業者(出席率約97%)と多くの事業者の方に参加頂きました。

なお集団指導資料を以下のホームページに掲載しておりますので、ご活用ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】→福祉保健の基盤づくり>事業者の方へ>集団指導資料>集団指導資料(介護保険法関係)

(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiban/jigyosha/shudan/shudan.html>)

【お問い合わせ先】 指導監査部指導第三課 TEL03-5320-4284

○ 介護サービス事業所の指定の一部の効力の停止処分について

東京都福祉保健局は、平成26年7月14日付けで「株式会社介護NEXT」が運営する以下の指定通所介護事業所及び指定介護予防通所介護事業所について、指定の一部の効力を停止することを決定しました。

(1) GENKINEXT東十条（北区東十条1-8-10 1階）

平成26年7月14日から平成27年1月13日までの6か月間、新規利用者の受入れ停止

【不正事由】

不正の手段による指定申請（法第77条第1項第9号、第115条の9第1項第8号）

指定申請時に当該法人の他事業所で勤務していた介護職員等について、当該事業所で勤務することの意思確認をしないまま、労働契約書の就業場所を改ざんするとともに、異動を発令したかのように見える人事通達を添付の上、当該事業所に勤務する介護職員として指定申請を行い、指定を受けた。

(2) GENKINEXT江戸川東小岩（江戸川区東小岩5-37-22 リバティーハウス1階）

平成26年7月14日から平成27年1月13日までの6か月間、新規利用者の受入れ停止

【不正事由】

不正の手段による指定申請（法第77条第1項第9号、第115条の9第1項第8号）

指定申請時に当該法人の他事業所で勤務する予定だった介護職員について、当該事業所で勤務することの意思確認をしないまま、労働契約書の就業場所を改ざんするとともに、異動を発令したかのように見える人事通達を添付の上、当該事業所に勤務する介護職員として指定申請を行い、指定を受けた。

(3) GENKINEXT足立竹ノ塚（足立区竹の塚6-16-10 テラス竹ノ塚1階 W103）

平成26年7月14日から平成26年10月13日までの3か月間、新規利用者の受入れ停止

【不正事由】

虚偽の報告（法第77条第1項第7号、第115条の9第1項第6号）

平成23年12月1日（指定日）から平成24年2月6日までの間、生活相談員の資格がある者が勤務していなかったにもかかわらず、実地検査において、実際には勤務しなかった指定申請上の生活相談員が、指定月及びその翌月に勤務していたとする2か月分の出勤簿を提出した。

また、実地検査において、実際には勤務しなかった指定申請上の管理者兼介護職員が、指定日から3か月間勤務していたとする出勤簿を提出した。

【お問い合わせ先】（監査結果）指導監査部指導第一課 TEL03-5320-4290

（処分内容）高齢社会対策部介護保険課 TEL03-5320-4593